

## 令和元年度第2回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和元年 6月5日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和元年 6月11日		午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和元年 6月11日		午後2時27分		
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み	
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人	
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治	
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行	
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清	
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治	
会議録署名議員	4番	坂口 幸法		11番	猪原 清		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人	議 事 参 事	山 本 美 和			
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名			
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長	今 井 一 久			
	副 町 長	島 田 保 信	教 育 振 興 課	永 井 孝 宏			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎			
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健 康 ・ 保 険 課	金 子 め ぐ み			
	総 務 課 長	前 田 和 博	町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗			
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治	町 民 福 祉 課	長 田 憲 士			
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長	小 田 章 一			
	企 画 観 光 課	村 上 大 輔	子 ども 対 策 課	山 下 仁 美			
	税 務 課 長	平 川 博	環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信			
	税 務 課	木 下 孝 二	環 境 整 備 課	佐 々 木 英 人			
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明			
	会 計 室	上 村 由 美 子	農 林 課	竹 下 政 孝			

## 会 議 に 付 し た 事 件

	一般質問
同意第2号	多良木町情報公開等審査会委員の選任について
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について
発議第3号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について
受理第1号	(仮称) 第三多良木地区基盤整備事業の新規採択についての要望書
受理第2号	道路改良に関する要望書
	多良木町議会議員の派遣について

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長 (高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

### 日程第 1 一般質問

○議長 (高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

9 番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9 番久保田武治さん。

#### 久保田武治君の一般質問

○9 番 (久保田 武治君) おはようございます。通告に従って、質問いたします。

まず一つは、国民健康保険税についてということでは上げております。私はこの間、議会ごとに発行しておりますたらぎ民法あるいは独自のアンケート、町政アンケートをほぼ全戸にお届けしながら、町民の皆さんから要望や困り事、そんなことをたくさん寄せていただいているわけなんです、特に多くの方からですね、収入が減るのに負担ばかり重くなって生活が苦しいという声が上がっているわけなんです。

その中でも、国民健康保険税や介護保険料、それと下水道、水道料金が高いと、何とかならないか。そんな声を多く伺いました。また先の町議会議員選挙の中でも、そのような声をたくさんいただきました。

で、これまでも国保税については何回も取り上げ、町長と議論をしてまいりましたので、町長もまたかっていうふうにお思いかもかもしれませんが、しかし今、全国でもですね、この高過ぎる国保税っていうのは問題になってるわけですね。

町長も、もう当然おわかりと思うんですが、この高過ぎる国保税が国保制度の構造的な危機となって、医療保険制度としての持続性を揺るがしているわけですね。全国どこでも多くの住民が悲鳴を上げて、実に滞納世帯が 289 万世帯。全加入世帯の 15%を超えて、何と差押えがですね、2016 年度の厚労省の統計によりますと、33 万世帯、差押え金額がですね、993 億円。とてつもない数字になっているわけなんです。

そのことで無保険になったり、正規の保険証を取り上げられて、そういう中で生活の困窮で医療機関の受診がおくれて死亡した事例が 1 年間で 63 人。そういう深刻な事態も起きているわけなんです。

その根本に所得は低いのに保険料が 1 番高いという問題があります。政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会健保の 1.3 倍にもなる。また大企業の労働者が加入する組合健保の 1.7 倍という、そういう高い水準にあります。この 25 年間に 1 人当たりの国保税が 6 万 5,000 円から 9 万 4,000 円に今平均で引き上がっています。しかも同時期に、国保世帯の平均所得がですね、276 万円から 138 万円、半減しているわけなんです。

そこで町長にまず伺います。これまでも伺いましたが、国保税が高過ぎると多くの声を町内でも全国でもそういう声が上がってるんですが、そのことについてはどのように受けとめておられるのか、簡潔で結構です。

○議長 (高橋裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

吉瀬町長。

○町長 (吉瀬 浩一郎君) おはようございます。生活の厳しい方々に気持ちを寄せられている、

久保田議員の論旨は今までも伺ってきましたし、久保田議員と対立するということはしたくはないんですが、国保税の、例えば国保から、一般会計から国保税に対する繰り入れに対して、まず繰り返しご要望がっております。

私も国保税が安いとは思いません。やはり、医療費が総体的に高くなれば国保税も高くなるということは否めない。そして、高齢化が進んでいるところですね。こちらで今公立多良木病院に入院されてる方々のこれちょっとはつきり確認しないとわかりませんが、多くは70歳代以上で内科疾患というふうな話を聞いてます。

ですから、やはりあの年をとると体のあちこちにやっぱり不具合が出てきますので、病院に行かれる回数も多くなる。そういう中で年金収入だけしかないのに国保税が高い、医療費も高いということ、これは非常に住民の方々としては厳しい生活を強いられるっていう意味ではきついなというふうに思うんですが、一般的に国保税が安いと思わないんですが、例えば税に関して、税が安いよねっていう話はこれまであんまり聞かない。

これは一般論なんですけど、一般の住民の皆さんにとって、去年より今年税が安くなったから今年の税金は安いよねというにはならないと思うんですね。で、税は常に高いものとしての認識はやはりこれは歴史的に見てもいつの時代も住民の皆さんの気持ちの中に税は高いものという感じがずっとそういうに思っておられると思います。

国保税ではありませんけれども、例えば、議員もそうだと思いますし、国税ですね、源泉徴収税どうしてこんなに高いだろうというふうに常に思うわけですけども、税はできれば安いほうがいいというのは、たくさんの方がそういうふうに思っておられることだと思います。

しかし、やはり税は公平に払わなくてはいけないというのがあります。そして特に国保税の場合は、2割軽減、5割軽減、7割軽減というのがありますので、やはり低所得者の方々に対しては7割の軽減という法的な措置があります。ですからやはり、そこらあたりは、これは国民皆保険制度にとっては、国保税、国保というのはなくてはならないもんですし、それを支えていく国保税っていうのは、やはり所得の高い方からですね、所得の低い方までそれぞれの計算の方法は違います。7割軽減、それから軽減のない方々、違いますけれども、それはもういた仕方ないかなというふうに思っているところです。

○9番（久保田 武治君） はい。議長。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 税の公平性の問題、これについてはちょっと若干いろいろ見解も違いますが、しかし、町長ご承知のようにですね、全国知事会ですらですね、国保税、これを協会健保の保険料並みに引き下げようということで、1兆円の公費負担、これを政府に要望しているわけですね。

さらに全国市長会、全国町村会も政府に要望し続けています。日本医師会などの医療機器関係者もですね、国民皆保険制度、これを守るためにはですね、低所得者の保険税を引き下げて、医療保障を確保するように求めざるを得ない状況もあるわけですね。

で、所得が低いのに保険料が高い。ある意味では、それらの方々から、それは、それが非常に不公平なんですね。それを正すのは、やはり私は政治の責任だというふうに思うんですが、町長はどのように考えなのか、政治の責任について。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 国によっては、医療費が無料という国もありますね。そして、それはやはり国の政策で、そういうふうに決められている。先生方の、その国における先生方の給与も普通の労働者の方々の賃金とほとんど変わらないという話を聞いてます。キューバあたりはそうですね。他にもあるかもしれません。

○9番（久保田 武治君） 政治の責任について町長お尋ねしてますので、外国の話は結構です。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 政治の責任と言えば、私たちが町村会で9町村でいつも要望陳情に2月、8月、11月に行くんですけど、このときは、やはり厚労省に行けば必ず国保税の話が出ますので、国の負担をやはり幾らか増やしてもらえないだろうか。

今、国保税の考え方というのは、これは前も言いましたけれども、どのくらいのその年に医療費が要るんだらうかと、医療費の支払い、総額から国の負担割合、それから県の負担割合、それから社会保険診療報酬支払い基金の負担割合の合計を引いて、これだけ足りないのでもこの足りない分を税としていただきたいというふうな計算をするものですから、やはり国の負担割合が2分の1ということですので、これを増やしていただければですね、国が他のどこかの部分を削っていただいて、ここに充てていただければ、それはもう国民の方は非常に助かるという気持ちですね。

これあの小さな町村でなかなかそのできることではありませんので、やはり国の政策としてそれをやっていただければ助かるなというふうには思います。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） いいですか。はい。二つ目のですね、負担軽減策として均等割を減免する自治体も出てきているが検討できないかということなんです。

今、町長述べられたようにですね、一義的には国の支援や責任がですね、問われるべきです。当然です。当然、国保税の算定に用いられる均等割りの見直しの要求が全国知事会などからも出ています。収入がない赤ん坊や子どもが多いほど国保税が高くなる。いわゆる均等割、これは、まるで人頭税、子育て支援に逆行してるのではないかっていう批判が上がっています。

人間の頭数に応じて課税する人頭税っていうのは、古代に作られた税政で、人類史上で最も原始的で過酷な税というふうになっております。このような声を受けて今、全国の自治体でも均等割減免の動きが広がっているわけです。

子どもの均等割額について独自に減免する自治体が広がって、全国で今25自治体の実施をしているというふうになっております。このうちの全額免除が3自治体、福島県の相馬市、白河市、岩手県宮古市と続いています。宮古市の場合は0歳児から18歳までのすべての子どもの均等割も全額免除する完全免除というふうになっています。

これは一般会計から繰り入れを行っていますが、県内でもですね、芦北町で我が党同僚議員の質問に竹崎町長がですね、今年度中に子どもの均等割減免が実施できるよう担当課に指示を出されております。

そこでですね、本町の現状について、資料もいただいておりますので、確認のために課長に伺いたいんですが、まず一つは、直近の国保世帯加入の世帯数と被保険者数、あわせてその中の滞納世帯及び滞納額。短期被保険者証の交付世帯数について伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） はい。東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、お答えいたします。

順序が変わるかもしれませんが、まず、直近の国保加入世帯数でございますが、5月31日で1,576世帯でございます。また被保険者数が2,695人でございます。

次に、滞納関係でございますが、滞納世帯数が同じく5月31日で145世帯、滞納額が同じく同日で1億50万9,797円でございます。

お尋ねの短期の被保険者数の被保険者証の発行数でございますが、5月31日現在で46世帯、69名となっております。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そこで町長に伺いたいんですが、今答弁があったような滞納世帯と滞納額の現状、これについてはどのような感想、認識をお持ちになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 滞納額が 1 億円以上あるというのは、もうずっと前からこれは感じてまして、私も実は、議員時代に一般質問したことがあります。徴収の方法について、いろんな方法ほかにないんだろうかということを経営部に聞いたことはあります。

一つは、人口が減ってるけど世帯数はそんなに減ってないというのが一つありましてですね、核家族化がしてます。昔は、おじいちゃん、おばあちゃんから孫、お孫さんまで一緒に住んでおられて、家全体に対して税金がかかってたっていうことがあると思うんですが、今は子どもさんが、なかなかお父さん、お母さんと一緒ではないので、所得のある世帯が年金だけの世帯と切り離して今、課税をされてますので、例えば息子さんたちが社会保険に入っているということであれば、お父さん、お母さんのあるいは、おじいちゃん、おばあちゃんの国保税というのは負担をする必要がないという制度になってますので、そういうところも時代の流れからなかなかその滞納が減らないということにもつながってきているんじゃないかなというふうに思います。

確かに今、145 世帯で 1 億ですかね、1 億かなり超えてるということですので、こちらの徴収については、やはりそれはお願いをしながら、少しでも納めていただくような努力を町がしなくちゃいけないと思うんですけども、なかなか、そのそういう牧歌的な話だけでは進まなくなってきたっていうのが現状でありますので、なかなかここはちょっとこれ担当課長に。

○議長（高橋裕子さん） 答弁打ち合わせのため暫時休憩いたします。

（午前 10 時 18 分休憩）

（午前 10 時 18 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 失礼しました。私が先ほど申し上げた全部が全部、世帯分離しているわけではない。やっぱり一緒に住んでおられる方々もいらっしゃる。滞納額自体は全体としては減ってきているということを経営長から確認をしました。

それは、徴収の方の努力が実ってるのかなというふうに、そして、滞納世帯の方々に対するこういうことで滞納になってる、なんとか納めてくださいという努力が功を奏してるんじゃないかなというふうに思います。

あまり長くしゃべるといけません、減免制度っていうのはありますし、先ほど人頭税っていうことを言われましたけどやはり家族が多いとその分だけ医療費も当然かかりますので、その医療費に対しては幾らかやはり自己負担が必要かなというふうな感触は持ってます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 要はですね、意図的に払いたくないという方も若干いらっしゃるんですが、しかし、事の本質はですね、払いたくても払えないという現状があることが問題だというふうに私は思ってます。

芦北町長はですね、18 歳以下の子どもの医療費を無料化するなど早くから子育て支援に取り組んできたことから、子どもの均等割減免については子育て支援の観点からも、町独自の導入が必要と考えて、国の動向を待たずに実施するという事で事務方に指示を出したということなんですね。

そこで課長にもう一つ伺います。本町の国保加入者の 18 歳以下の均等割に該当する被保険者数は何名になるのか。また、18 歳以下の均等割を免除とした場合に、必要な額は幾らになるのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、お答えいたします。

まず、18 歳以下の均等割該当者の数でございますが、平成 31 年 4 月 1 日現在で 266 名とな

っておるところでございます。

またその必要な減免に必要な額ということでございますが、仮に、全額免除した場合に約700万円ほど必要となるものと思われまます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 町長、今お聞きになったとおりにですね。

ちなみにですね、均等割分の完全免除を実施した岩手県宮古市。ここではですね、国保財政調整基金、あるいはふるさと納税の一部をですね、財源としているっていうことなんですけど、町長にですね、ぜひその検討をですね、できないかということ伺いたいんですがいかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そうですね、久保田議員から見れば、かたくなに見えるのかもしれませんが、やはり今、減免をしてある部分以上に減免をするということになれば、普通に納めている方々からの不公平感というのはやはりあると思うんですよね。

確かに竹崎町長は英断だったと思います。それに対してはもう非常に敬服を感じますけれども、しかしそのそういう時期がいつか来るのかどうかですね、非常にまた所得がどんどんどんどん減って行って、そういうふうにしななければならない時期が来るのかどうか。それがその時期はいつなのかっていう判断はやはり町村長としてはしていかなければならないと思うんですが、今がその時かと言うとなかなかその判断に迷うんですけれども、確かに子育ての一環として、子育て支援の一環としてというのは理由としては非常に説得力のある理由だと思います。

今、今度総務省の方で3割という返戻金がですね、返礼の品物が3割というふう決められたので、なかなかふるさと納税もちょっと敵対をしてるところなんですけど、こちらの方も頑張ってみて、そういうことできるならばですね。難しいところですね、266名いらっしゃるんですね、700万円。

で、ほかの子育て政策は全部に網かけがしてありますので、皆さんそういう立場になれば享受できる施策ですけども、これは国民健康保険だけということになります。それから先ほども言いましたように、普通に納めている方から考えた場合にはちょっと不公平を感じられると思いますので、ちょっと期間を置いて検討させてください。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 検討はするということによろしいんですか。

特にですね、税の公平の問題って言われますけど、税はですね、やはり応能負担です。払える人がたくさん払う。払えない人はですね、本当にもうぎりぎりのところでしか払えないわけですから、そういうことからいけばですね、税の公平性の問題というのですね、みんなと同じように集めるっていうのがですね、公平、それとはちょっと私は違うというふうに思っています。つまり1億円以上所得がある人がどんどん所得で下がるわけです。そういう問題がありますので、税の負担の問題についてはですね、町長と見解異にするかもしれませんが、やはりしかし応能負担というのはですね、そういうもんだというふうに私自身思っております。

それで三つ目のですね、一般会計からの繰入金についてはどのような検討がなされたのかということ伺いますが、昨年度、国保運営の都道府県化にともなって、国が激減緩和措置を手当てをするということでしたので、本町でも約9割の加入者の国保税が下がりましたですね。で、それと同時にしかし2,000万円の繰り入れを町長はやめられた。この問題については昨年の12月会議で、繰入金については継続するように町長に求めた経緯がありましたが、その中で町長は、繰り入れについては、今すぐとは考えていないが、制度が変わったこともあったので、研究課題とさせていただきたいというふうに答弁をされました。

町長に伺いたいんですが、その後、その繰入金問題については検討がなされたのかどうか。要するに検討がされたか、されてないかそのことだけで結構です。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 正式な場所ではありませんが、担当課長とそのことについて話しました。

そして、自分なりの見解を持っておりますので、それはご質問があればお答えしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 先ほどから町長といろいろやりとりしてる中で、はっきりしていることはですね、要するに、国は国保の財源不足は加入者の保険料引き上げで穴埋めするということなんですね。

しかしながら、国保の加入者は自営業者、退職者、非正規労働者など、もともと経済的に不安定な人がほとんどです。だから国保税が高過ぎるという声が相次ぐわけです。貧困と格差が広がる中で医療難民、いわゆる経済的な理由で医療が受けられない人たちが増えています。重症化して医療機関にかかれば本人の生命健康にかかわることはもとより、医療費の増加、上昇につながって国保財政を圧迫することは自念の理ですね。

いただいた資料によりますと、本町の平成30年度のデータでも加入世帯の6割が100万円未満の所得となっています。所得が300万以上の加入者数の世帯、1割未満しかすぎません。つまり国保問題がですね、本町だけで自己完結できるなどと私も思っておりませんし、そのことは当然なんですけど、しかし、町長1人にですね、ですから責任を転嫁しておるわけありません。

町長どうするんですかっていうのは、あなたが解決しなさいということでこの質問してるわけじゃないんですが、しかし、町民福祉の増進、これは町が1番やらなければいけない仕事。そうですね。社会的に弱い立場の人たちをですね、自己責任、自助努力というふうに切り捨ててしまえば、政治家や政治は、必要ありません。

そのような観点から、私は検討していただきたいというふうにずっと発言してきてるわけです。その点について、町長、簡潔にコメントで結構です。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 私のは答弁が長くなるので、いつも簡潔になかなかできないんですけど、今、ベーシックインカムという制度がいろいろ考えられてますよね。それは、さっき言われたような部分の方々に対して、福祉の面で最低限の生活保障する、そういう制度になれないだろうかっていうことで、フィンランドですかね、フィンランドで平成17年、2017年に実施されています。

またその結果は、あんまり芳しくなかったようですけれども、このベーシックインカムという制度の中で、やはり当然、政治家の方々には生活が厳しいの方々に対して何とか手を差し伸べようという気持ちはあると思うんですよね。

しかし、それがなされていないのはどうしてかっていうことを考えたときに、やはり、なかなかここには難しい問題があって、先ほど言われた所得については、所得というのは300万の話がされましたけれども、所得というのは全部の収入から必要経費を差し引いて、そして出てくるのが所得ですので、これは昔からクロヨンとか言われた給料をもらってる人の所得については完全に国の方では把握してるんですけど、しかし、そうではない自営業の方々、そういう方々はですね、農業をやってる方々は、やはり節税をされますので、そういう部分で、そういうふうに言われている。だからそれが全部正しいのかどうか、その辺もちょっと疑問を感じる部分はあるんですけど、正しい申告をされてるんだと思います。

そういう中でやはり自営業の方々と農林業の方々で国民健康保険そして、国民年金をもら



っている方々、昨日も年金の問題で随分国会では紛糾してましたけれども、そういう問題があります。

簡潔にがなかなかできないんですが、今年は税率、今年の税率は去年の税率と同じです。ですから、去年は下がりましたので、去年から、去年下がって今年はそのままでいいことですので、このまま前回のご質問にお答えしましたとおり、厚労省の見解としても、法定の負担割合を超えて一般会計から繰り入れというのは好ましくない、適当ではないというふうな見解が出ておりますので、上級官庁の見解にしたがって、ここは今年はですね、今年はどういうか、しばらく、そういうのは、そういう声がいっぱいわき上がってきたということであれば、それは何とか対処しなくてはならないと思いますが、今年も去年のままに据え置かせていただいたというところです。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 町民の皆さんのですね、思いをやはりしっかり受けとめていただきたい。そのために何ができるのか、もちろん町長がおやりになりたいことと、できることには当然いろいろ限界もありますんで。

しかしながら、皆さんのそういう声ですね、多数あると、そのことはしっかり受けとめていただきたい。そのことを申し上げて、二つ目の介護保険料について伺いたいと思います。

これについてはですね、今回、所得の第1段階から第3段階までの保険料軽減がなされております。しかし、介護保険とりわけ年金暮らしの方には大変負担が重い。こんな声はもうあちこちで上がっているわけですが、ですからさらなる引き下げができないかというところで上げているわけです。

これまでも介護保険料負担が重いと。何とか下げてほしいという、そういう声を届けて保険料の引き下げを私は求めてまいりました。この声は全国でも上がっておりまして、厚労省も引き下げに取り組まざるを得なくなって、今回の引き下げが提案されているんだろうと思うんですが、しかし、財源が消費税増税というところに大きな問題があります。

引き下げが実施されるのが第1段階から第3段階の人たちです。消費税はもともと、所得の低い人たちがほど負担が重い税金、つまり、税の逆進性の問題が導入のときから指摘されてきたことであります。

ですから一方で消費税の増税押しつけて保険料軽減してもですね、実質的には軽減策にはならないというのが本質でないかというふうに私は思っています。

で、こうした前提を踏まえた上で、今回の引き下げ額、対象者の人数、総額で幾らぐらいの減額になるのか、このことについては課長の方に答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それではお答えいたします。

本年度、軽減の制度があるわけですがその対象者でございますが、見込みでございます。見込み数で言いますと、1,415名の方が対象となっております。第1段階、第2段階、第3段階含めたところの数でございます。

また、その総額でございますが、総額につきましては、軽減額の総額が1,163万2,500円となっております。これにつきましては、今回、既に補助金の申請等をしておるところでございます。その数字でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今の個人消費がですね、減って実質賃金下がって、景気の悪化が問題になっているわけですが、その中で消費税増税中止、国民の6割がそのような声を上げておるんです。

安倍首相側近の経済学者もですね、今消費税を上げれば日本経済が大変なことになると増税の延期を進言している、そういう報道もあっております。

そこでお尋ねするんですが、消費税増税が延期になった場合でもこの値下げは実施されるということなのか。あるいはその場合の財源手当、これはどんなふうになされるのですか、その辺、もし答弁がおできになれば、お答えいただきたいと思うんですが。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。

国の制度でございますので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、先ほどもご回答いたします、先ほどの軽減に係る補助金の申請は既に行っておるところでございます。

ということで、その方向で進んでいくものと思われま。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 介護保険の負担感が強いというのは何も1から3段階の方だけじゃなくって、全段階、例えば私は9段階になってまして、要するに年金から天引きされたら、えっというふうに思うくらいにやはり高いんです。

特にですね、第4段階と第5段階の本人が住民税非課税の人たちの負担も私はやはり軽減する必要があるんじゃないかっていうふうに思ってるんですが、そこで一般財源を投入してでも保険料引き下げをですね、図る必要が私はそういうふうにするべきだというふうに思ってるんですが、町長はどういうふうにお考えなのか、恐らく先ほどの答弁から見て、一般財源投入もろもろ含めたですね、それについては恐らく難しいというふうに答弁されるかもしれませんが、あえてお尋ねをいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） えーとすいません。また答弁が長くなるかもしれませんが。

現在の介護保険特別会計の額、総額が15億円、15億3,000万円ですね。国保特別会計が12億8,000万円です。ですから平成12年度からこの制度が始まってのんですけど、今もう、国保と介護保険が逆転をしてしまいました。介護が15億、国保は、12億ですよ。

ですから、制度が始まった12年度はちょっと昨日ですね、平成12年の決算書調べてみたら、7億1,800万円でしたので、当初からすれば倍以上に8億ぐらい増えてます。ということはそれはなぜかという、介護保険を享受する方々が多くなってきた。それは当然、高齢化率が上昇してきておりますので、多くなったということは言えると思うんですね。

介護保険の給付額はこれから高齢化率がどんどんどんどん増えていくに従って、また上昇する、ますます上昇していくというふうに思います。で、国もそのできれば止めてほしいんですけど、認定をだんだん厳しくしてきてます。そういう経緯があります。

現在、国が2分の1で、国の負担の部分例えば4分の3にするとか、そういう形で国の方がですね、政策を出してくれれば町村も随分助かると思うんですが、もう一つは、第1号被保険者と言われる65歳以上の方々が増えている。そして、逆に第2号被保険者と言われる40歳から64歳までの方がどんどんどんどん減ってきているということがあると思うんですね。

介護保険を享受しないで、介護保険料だけ納める人が多かったらこのように上がらないと思うんですけど、そこら部分が減ってきているということが一つ理由があると思います。

財政的に弱い自治体で、このあたりを何とか一般会計から補てん、補てんを下さいというのなかなか難しいかなというふうにそういう気持ちがあります。

ますます、この税金は上がっていくものとは給付額が上がっていて恐らく16億、17億になっていくという事態も出てくると思いますので、やはりそこは非常に陳腐な考え方になりますけどもやはり御本人の健康管理、そして、がやはり大切なかなというふうな気持ちは思ってます。

そういう部分を差し引いてもやはり重税感というのはなかなか免れないかなというふうに思いますね。国の方で何とか措置していただければという気持ちがあります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番(久保田 武治君) えっとですね、次の質問なんですけど、昨年3月に私の一般質問に対して、そして町の介護保険料減免制度の問題を取り上げました。利用しやすいものに変えるべきではないかっていうふうに質問いたしました。

その時には、要するに、その減免の対象になるような審査1件もないという答弁だったんですね。再考するというふうに町長が答弁されたんですが、どこに課題があってどのように検討されて、これがどのように改善されるのか。そのような検討がなされたのかどうなのか。その点について、お伺いをしたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) それでは、お答えいたします。

議員がおっしゃられたのが、介護保険料減免取扱要綱というものだと思います。これ平成20年に制定されており、この改正のことでございますが、この条文の中にですね、の要綱第5条、その他の減免という条文がございます。

ちょっと読み上げますけれど、特に生活が困難であるものについては、次の表の区分に応じて介護保険料を減免することができるということになっております。この表中の区分で対象者の区分や減免の割合などが現行制度の区分にあっていないという状況がございます。

このために改正を行い、わかりやすい、利用しやすい要綱にしたいと以前の質問で申し上げたところでございます。

ところがですね、先ほども答弁中でございましたが、介護保険法の施行規則や政令の改正がございまして、保険税の減免と言いますか、減額が行われて、行えることとなりました。

このためですね、これに沿った条例を、これに沿った条例を改正しましたので、さらにそれに沿って要綱ですね、これを改善する必要がございます。

このためですね、なかなか金額を国の方が示してきませんでしたので、制定がおくれておるところでございます。また来年もですね、この減額制度が拡充される見込みでございます。このため、また要綱の方もですね、なかなかつくりにくい状況にあるので、しばらく検討させていただければと思っております。

○議長(高橋裕子さん) 9番。

○9番(久保田 武治君) 要するにあれこれあって、その整備検討が進んでいないという結論だということですね、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長(高橋裕子さん) 東健康・保健課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) お答えいたします。

あれこれではございませんが国の減額制度ですね、が出てきたものですから、それに沿った形でうちの要綱も改正したいというふうに考えておるところでございます。

○議長(高橋裕子さん) 9番。

○9番(久保田 武治君) 要するにですね、本当にその困っておられる方が救済される、そういう減免措置でなければならないのに実態がそうになってない。やはりですね、本当にそういう方たちの願いに減免につながる実効性のあるですね、制度をぜひ整備していただきたいというふうに思います。そのことを申し上げて、三つ目のLGBTなど性的マイノリティの問題に移りたいと思います。

まず一つ、LGBTなど性的マイノリティについての認識について伺いたいというふうに上げております。

LGBTについては、最近社会的にも取り上げられるようになりました。芸能界では公表する人も出てきていますが、LGBT自体が何かこう知らない人、また知っていても誤った認識や理解不足などもあるかと思えます。町長、教育長は当然ご承知のことだと思うんですが、LGBT、性的マイノリティの総称でLはLesbian、女性同性愛者ですね。GはGay、男性同性愛者。BはBisexual、男性も女性も好きになる。そういうTはTransgender、体の性と

意識の性が一致しなかったり、自分の体の性に違和感を覚えたりするというふうになっております。

2015年度ですね、電通総研の調査によりますと、13人に1人がLGBTに該当するという結果が出ています。当然ながら、本町にも当事者がいることとなります。

しかし、それらの人たちが声を上げられない、上げにくい状況があるというのが現実だと思います。そこで私はですね、このLGBTなど性的マイノリティの問題っていうのは人権問題であって、憲法にかかわる問題として考えることが重要だというふうに考えております。

憲法第13条、すべて国民は個人として尊重される。14条、すべて国民は法のもとに平等であって差別されない。特に13条のですね、個人として、つまり一人一人が全部異なって、そして、それぞれが個人としての尊厳と人権が尊重されなければならないということだと思っております。

そこで町長と教育長に性的マイノリティについてのどのような理解、認識お持ちか、簡潔で結構ですので、それぞれにお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、議員がおっしゃった、みんな違ってみんないいという何か言葉がありますけれども、例えば一緒に仕事をする場合とかですね、それからおつき合いする場合に、LGBTの方いらっしゃると思うんです。そういう方々がいらっしゃるということを常に頭の隅に置きながら行動するということは必要だと思います。

で、上から目線というふうに感じられると困るんですがそうでなくて、言葉にしますと、自分と違うものを受け入れるという心配りっていいですかですね、そういうふうな紳士であり淑女であってほしいなという気持ちがあります。そういうふうなLGBTについてはですね、そういう見解を持っています。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） LGBTですね、これについての私の知識理解を含めた考え方、あるいはどのように受け入れているかということでもありますかね、はい。

LGBTの言葉ですね、これについては今、議員の方からご紹介ございましたので、省略したいと思います。そこで日本人における性的マイノリティの割合ですね、これは今1億3,000万人ぐらい日本は人口ございますが、約8%ぐらいですね、存在していると言われております。これはLGBTの総合研究所が2016年度に調査した結果であります。

これこの割合はですね、左利きですね、左利きの人とか、血液型で言えば、AB型の人の割合と同じぐらいであると、だそうです。ですから結構やっぱ多いわけですね。

それからLGBTに関する課題ですね、これは、まずは理解がなかなか進んでないと。職場や学校などで偏見とか差別を受けてる人がいるということです。それから、同性愛者同士の結婚などに関するこの法整備等がですね遅れていると。したがって、不利益をこうむっている人がいるということです。

それから学校におきましては、いじめ問題の発生、それから不登校の原因になったりすると、そういうことが大きな課題になっておりますので、このような課題を克服するためにですね、我々自身が正しい知識や情報のもとに理解を深めて、そして受け入れて、ともに生きる共生社会づくりに努めることが肝要であると思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 簡潔なご答弁ありがとうございます。

それでですね、二つ目の行政、教育現場ではどのような対応策をお考えかということなんですが、まず町長に3点伺います。

まず一つ。本町においてはどのような施策、具体的な取り組みが行われているのか。例えば熊本市ではですね、職員向けのサポートハンドブックを作成して、管理職あるいは窓口業

務の担当職員に研修を行っているということです。要するに行政窓口で適切な対応がなされるような、指針の作成、職員の研修、こういったものが今どうなってるのか、その点について伺います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、これについては総務課の方で所管をしておりますので、総務課の方からちょっと調べておりますので、お答えしたいと。

○9番（久保田 武治君） 町長にもお聞きしたい。どういうふうに準備ができていますか。

○町長（吉瀬 浩一郎君） なるほど、わかりました。

選挙のときにですね、男女のちょっとお待ち下さい、すいません。環境向上対策として、4月21日に行いました多良木町議会議員選挙において対策を実施しているということです。

これについては熊本県選挙管理委員会の方から、選挙に係る投票環境の向上について改善策を検討いただくようにという依頼がっております。多良木町ではこれを受けて、今回の選挙から投票所入場券の整理に性別を表記しないということをしました。

それから、また各投票所の受付において今回から男女の表示を取りやめたということです。

それから投票時に本人確認が必要な場合には、住所、氏名、生年月日で確認をして、性別については直接尋ねないということにしております。選挙以外でもですね、必要な対策はとっていきたいと思いますが、今、実際、LGBTについて課長会等でですね、そういう論議が出たことはありませんので、これからやはりそこらあたりは、先ほどの熊本市の対応等も参考にしながらですね、皆さんと協議をしていきたいと思っています。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 職員の研修はなされたのですか。そのことをちょっと一つ伺いたかったんですが。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 職員の研修を定期的に行っておりますが、そのことについて研修をしたことは、今までありません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 二つ目は、先ほど町長の答弁にもありましたが例えばその行政に関する窓口での申請書類、こういったものを点検して法的に義務づけられたものや、必要とするもの除いてですね、不要な性別欄を削除する。そういうことによって当事者への配慮、そういう自治体の動きが出ています。

例えば熊本市では先ほど町長答弁されたように、期日前投票の宣誓書欄から性別欄を削除した。あるいは採用試験の書類の性別欄は記入が任意となっています。というふうなことで、徐々に取り組みが始まっているんですが、そういうことを通じて、もっときちんとですね、実務的にもそのような体制を整える。そのことが必要だというふうに思うんですが、これ本町の印鑑証明の交付申請書ですが、この中にも性別というのが残っておりますね。

要するにそういうことをなくして、その人たちが、いわばもっと自由になって言いますか、そのことにとらわれずに、いろんな手続をできるようにする、そういうことが必要だということの中で出てきていることなんですが、そのことについては当然おやりになるというふうに思うんですが、再度確認の意味で町長に答弁をいただきたい。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） これまでそのことについて、今いろんなところでそれが話に上がってきておりますので、そういうことからの認識からすれば、やっていかなくちゃいけないと思います。

ただ今の書類がいろいろと男女の別を書いている書類がたくさんありまして、こちらは今度注文する部分についてですね、からやっていければというふうに思っています。担当課とそ

こは打ち合わせをしたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 三つ目。現在、LGBTなどの取り組みを進めている自治体では、要するに車いすマークの表示のみだった多目的トイレ、これをですね、だれでも利用できるように表示を変えるなど、そういう公共施設での性別を問わずに利用できるトイレを設置しているということなんです、そのことについて町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そういうことに対してLGBTの方が違和感を感じられるということであれば、それは変えていかなければならないかなというふうな見解を持っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでは教育長に3点伺ひます。

まず一つは、学校現場でLGBTなどの研修や具体的な取り組み、そういった現状がどのようになっているのか。まずお伺ひしたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 研修がどのようになっているかということですが、その教育委員会としましては、定例校長会ございますので、その折に文科省から平成27年に出されております通知文が出ております、これは性同一性障害に関する通知文であります。そのことは各学校にも通知されておりますので、これをしっかりと読み込んでいただくと。そういう研修を行っております。

何よりも大事なことは職員自身、教職員自身がですね、これに対する正しい知識情報をしっかりとをもって取り組んでいくことが重要でありますので、研修に力を入れていきたいと思ひます。

それから実際に実際にといいますか、本町では、ちょっと町の教職員に対する研修会をですね、夏休みに行っております。平成28年度に人権教育の中のLGBT、これに関する研修も行っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 二つ目にですね、児童生徒の中でこの問題もですね、正しい理解を深めるために、学校の図書室にですね、関係書籍、こういったものを配置べきだと思うんですが、現在、配置されていれば結構なんです、その点についてどのようにお考えになりますか。いかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 関連図書が学校に設置してあるかどうかと、議員お尋ねと思ひますけれども、これは現在のところ具体的にどういった図書が各学校に設置されているかをまず調査を行っておりません。

しかし、健康教育に関する図書ですね、こういうものは図書室にも置いてある可能性はあります。しかし置いてあるとは調査しておりませんので、断言はできませんけれども、しかし今後ですね、やはりその子どもたちの教育あるいは教職員等の啓発、そういうことも考えますと、こういう図書を設置していく必要があるかなと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） いかがでしょうか。もう一つ項目があるんですが、ひょっとしたら教育長の答弁がちょっと長くなりそうな質問になりますので、よろしければ休憩の方がいいのかなという思ひますが、どうでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩といたします。

（午前11時2分休憩）

（午前11時12分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番。

○9番（久保田 武治君） それでは教育長への三つ目の質問になります。

文部科学省が2015年に性同一障害の児童生徒にきめ細かい対応を求める、そういう通知を出しております。

その支援の事例としてですね、例えば制服や髪型、更衣室、トイレ、授業や水泳、運動部の活動、修学旅行などが挙げられているということだと思うんですが、それらの支援内容はどのように具体化されているのか。

最近の事例としてですね、制服を新たなデザインに変える学校や自治体が増えて、暑さや寒さや、そういう対策の機能性を高めるということもあるんですが、この中ではですね、制服の男女差を少なくすることが多様な性の尊重にもつながるということで、女子用のスラックスを取り入れる学校が全国的に増えているという紹介がされています。

学生服メーカーによると、今年は昨年より約200校多い約800校の小中高で女子用スラックスを採用したという記事が紹介されています。

つまり女子の防犯やLGBTの子どもへの配慮がなされて、女子生徒にスカートとスラックスこれを選択できるようにということが増えてるっていうそういうことなんですが、そこで教育長に今申し上げました幾つかのいわゆる指導の内容について、現場ではどのように通知されているのかあるいはどのような対応されるのか簡潔にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） LGBTに対しての学校現場での対応と申しますか、そのことのお尋ねだろーと思ひます。

このLGBTの中で、1番最後のTですね、Transgenderですね、これがやっぱり学校教育、教育現場での大きな課題であると思ひれます。

本町内に関しましては、現在のところ自分はTransgenderですねであるということの報告、あるいは相談、これは本人からも保護者からもまだあつてないと聞いております。ようするにカミングアウトされてないということですね。

しかし、先ほど申し上げましたように、全国民の8%ぐらいが存在するということですので、今後、やはりカミングアウトをして、適切な学校の対応を求めるといふことが起こってくるかもわかりません。したがひまして、そういうことに対して、教育委員会も学校もですね、しっかり対応を考へておく必要があると思ひます。

今申されましたこのトイレとか更衣室とか髪型とかござひますが、こういうことに対しての個別対応は今のところ行つておりません。

しかし将来に向けて、そういう対応が必要に迫られる場合はきちつと対応しなければいけないという考へを持っております。

特に子どもつて修学旅行に行きますよね、旅行に行つた時にですよ、入浴がありますよね。それから部屋。Transgenderというのひ、自分は生物学的には男性だけれども、心の性は女性だと思つてるんですね。女性にあこがれ、女性のような行動容姿をとりたひと。私は女性として生きたいと。そういう強い思ひがあるんですよ。

だから修学旅行に行つたときに、男の子が女性の心を持ってるとしたら、部屋割でやつぱりこの1人の部屋2、3人、3人か4人入りますね。そのときに私はどうもその違和感を感じると、男の友達と一緒にの部屋になるのは、気持ち的には女性と一緒に入りたひと、そういう気持ちを持ってひのだらうと思ひます。入浴もですね、同級生の男の子と入りたくないつてそういう例もあるわけですね。

ですからそういう子どもに対する配慮として、しっかり考へなければいけないことはやはり入浴時間をずらしてあげるとか、あるいは共同部屋じゃなくてその子は個室を認めるとか、

そういった配慮も考える必要があるかと思いますが、ただそれを認めた場合、ほかの子がどう判断するかということです。

そこから差別やいじめが起こってくるわけでありますので、究極的にこれを解消するためにはですね、やはり人権教育をとことんやって、そして違いを認める子どもですね、人間はみんな異なっているんだと、それを受け入れ、認め共に生きていくような心とか態度、これを育成していくことが根本的ないならば、そういう特別な対応しても周りからいじめられて差別を受けると、そういうことであります、はい。

あとトイレと更衣室ございますけども学校のですね、これは、やはり男便所入りたくない、私は女の便所入りたくないって、そういう子もおるでしょう。水泳のときの更衣をしなければいけませんね。じゃあそれどう対応していくか。ですから、カミングアウトされた場合には、それをやっぱり教育委員会としても、子どもを本当、日々悩んでいる子どもの悩みを解消してあげるためにですね、一生懸命その施設をどう改善していくかということも考えなければいけないと思っております。

それから今多良木中学校移転の問題も出てますが、これからのことを考えるとですね、やっぱりこのLGBTの視点を入れた校舎改築というか、これも求められてくるんじゃないかなと私は思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 幾つかの提案も含めてですね、町長、教育長にトップとしての見解をね、お伺いしました。ぜひともですね、性の多様性を認め合って、だれもが自分らしく生きていけるような、そういう行政教育施策をですね、推進していただきたいということを申し上げてこの項での質問を終わります、最後の4番目の町政座談会等についてとしております。

まず一つはですね、町民の声をどのように集約し、まちづくりを進められるのかという項目を上げているんですが、実はですね、町長私がこの質問するのはですね、この間、地域にずっと入りました。昨年の3月からですね、4月の選挙後にしますと、約2万枚、たらぎ民法届けました。そして、約5,000人ぐらいの方といろいろ、いわゆるお話、対話そういうことをしてまいりました。

その中でですね、出されたのは、町長の姿が見えん。声が聞こえん。町長にもっと集落に出てきて話ば聞いてもらうごと言ってくださいという声をね、いただいたんです。これはもう皆さんからのリクエストなんです。特に集落のですね、いわゆる遠隔地なんかに行きますとそういう声をかなりいただいたんです。

また、町長は議員時代にはですね、後援会だよりを町内に届けられて、みずからの政治信条や町の財政活性化についての提言見解を明らかにされてこられましたね。このことを皆さんよくご承知なんです。

町長就任後ですね、一昨年に4会場で町政座談会を開かれました。そして昨年、多良木高校の利活用問題では1回開かれました。昨日の同僚議員の質問にですね、なるべく早く行政座談会を開きたいというふうに答弁をされたんですが、昨日の答弁の内容では高校のいわゆる中学校移転の問題含めたその利用の問題だと思っております、何をメインテーマにして、何回以上で開催する予定なのか。

その最大の目的といいますか、ねらいといいますか、その点はどこにあるのか。まずそのことをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今考えてますのは、できれば6月中に、20日過ぎぐらいからちょっと説明を、説明がちょっと足りないというふうに言われておりますので、説明をしていきたいと思っております。



今回は多良木高校の問題が、まだ説明不足であるというお話もありましたので、そのことを含めて、町政全般に対して今までどういうことをやってきたのかも含めてですね、皆さん方と話したいと思います。

それから、町長の顔が見えないというふうに言われましたけれども、私は呼ばれたらどこにでもずっと、ほとんど行ってます。今、JAの部会があつてますけど、そちらにもいけない、重なつていけない場合もあるんですけど、それから各いろんな組織の総会があつてますよね、そちらには、もうほとんど出かけて中締めまでいさせていただいております。そういうところでお話をいろいろ聞くっていうことはあるんです。

ただその中で、お前、顔が見えんぞつて言われたことは、それはそのなかなか本人には言いにくいからですね、言えないと思うんですが、今、多良木町が9,518人、人口がありますけれども、なかなかすべての方に会ってお話をっていうことは難しいかなというふうに思つてます。

先日も商工会のときに、お前は議員のときには、いろんなポスティングをしようとしたけど最近はないよねっていうふうに言われましたので、それは確かにそうですね、身につまされる発言だと思うんですが、お言葉だと思います。できるだけいろんな会場に行って呼ばれますので、そこで皆さんがたとお話をしたり、交流をしたりということは努めて心がけをしているつもりです。

しかし、それでもやはり顔が見えないというふうに言われる、これはもう本当になかなかきついとこなんですけど、今回の行政座談会を3地区で久米、黒肥地、多良木で行いますので、そこらに来ていただいてですね、皆さん方からいま行政がどういうふうになってるのか、高校の問題がどういうふうを考えているのかっていうことについて、いろんなお話ができたかなというふうに思つてます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 二つ目にですね、私、一昨年3月議会で、会場に来てくださいという座談会ではなくて、山江村長や錦町長のようにトップみずからが集落に足を運んで、マニフェストの進捗状況、あるいは町政の課題や思いを語って、住民の皆さんの悩みや意見をしっかりと聞くべきではないかというふうに質問しました。

その中で、町長は方法を含めて、前向きに検討したいという答弁だったんですね。で、その件についてはどのように検討をされたのか。その点についてお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 去年ですか、一昨年ですね、就任した年に8月7日から8月10日まで4日間、町内の4カ所回つてますね。内容についていろんな行政の内容をお話しして、そのときには、槻木の閉校の問題が非常に取り出されて、そのことがありましたので、槻木にも伺つて皆さんのお話を聞いたところで、そして私の立場も聞いていただきました。

で、全体ですね、302名の参加がありました。全会場、4会場ですね。で、町民の方だけを抽出しますと、この中で、115名が住民の方々だった。あとは役場の職員と報道機関の方々だったということ、これは総務課の方から資料もらいましたので、そういう結果が出ています。

おっしゃるとおり各行政区全部回つたら、確かに3カ所でやるよりもたくさん人集まっていたかと思うんですが、参考までに農林課、検討する中でですね、農林課とちょっと今、農政関係の座談会はどんな感じだったんですかって聞いたら、やはりあんまりたくさんは来られないと。1番極端なところでは、職員と県の方が来られたけど住民の方は2人だったというふうなこともあります。

それで、これは呼びかけの方で来てくださいという呼びかけをしなくてはなかなか集まっていられないのかなと思いますけれども、その中で例えば、今の形を容認しておられる方

はなかなかこう会場まで足を運ばれないかもしれませんが、やはり来ていただければですね、それだけ深く行政の中にもわかっていただけるでしょうし、あるいは町がどういことをやってきたのか、今やろうとしているのかということもわかっていただけると思います。

議員の皆さんにご賛同いただいて、今保育所が社会福祉協議会に移管されてありますけれども、あれもかなり町の財政的には助かってます。町の方は、持ち出しが減ってますからですね。それから今回、来年からということで指定管理者をしていただきました多良木学園の問題もありますので、そういう問題も聞いていただければ、町の動きがどうなのかなっていうことはよく知っていただけるとと思いますので、呼びかけの方でしっかり呼びかけをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 山江村長にしても錦町長にしてもですね、忙しいのはまさに町長と一緒にですね。山江の内山村長、今回、町村会長になられたんで、なおさら忙しくなられるんだろうと思うんですが、要するにやはり政治的な信条として地域に出て行って、皆さんの話、意見、そういった要望を聞いて政策化していく、あるいは集落をですね、しっかりと支えていきたいというそういう思いがあつてなさってるんだと思うんです。

要するにアリのバイ的ですね、要するに話を聞きましたっていうことではなくて、やはりそういう思いがなければこういうことは継続できないと思うんです。その点で私は先ほど申し上げた質問をしたわけです。

そこですね、三つ目ですが、町長の、失礼しました。町民の代表である議会や議員の声を聞いて議論することは当然としまして、そのことをもって町民の声を聞いたことにはなりません。私が提案したいのは、例えば山間地の集落や町の中心部の集落にかかわらず、住民が抱えてる問題は多種多様たくさんあります。だからこそ現場へ出かけて、自らの考えや政策を説明して、住民の皆さんの疑問や質問、意見をしっかりと受けとめて、そしてまちづくりへ施策を構築していく。そういったことが必要なのではないかっていうふうに提言をしてきているわけです。

町長の在任期間、確か残り1年7カ月ぐらいですか。それが長いか短いかは別にしまして、地域にも足を運んで、例えば、町長と語る会、あるいは地域の皆さんの声を聞く会、あるいは必要に応じての町民の皆さんへのアンケート、あるいは町の重要な問題についてのパブリックコメント、そんなことも含めてさまざまな方法で町民の聞くことが必要なのではないかっていうふうに私は一貫して申し上げてるわけです。

このことはですね、町長が、町民の声を受け取るために、あらゆる努力を惜しまないかどうかの政治姿勢にかかわってきてるのではないかっていうふうに私は考えているので、この問題を取り上げているわけです。今私が申し上げたことについて、町長、どんなコメントをお持ちでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 私も確かに、住民の方々に十分説明しているとはなかなかそういうふうに思っておりません。しかし、住民の皆さんの声を聞いてないということではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

まちづくりに対する行政の姿勢はどうあるべきかというふうに問われたときにですね、それは議員の言われるとおり民意を集約した形で住民の皆さんの声を反映して行っていくことが必要であるというふうには確かに思います。

これはいつも常に思っていることなんですが、住民の皆さんの意思を反映するということがどういうものか。就任以来ですね、まだそのそういう局面に遭遇しておりませんので、具体的にはそれがどういう局面で表出していくのか、それはまだ自分でもわかりませんが、しかし世の中がそういう単純ではないということはもう私も承知しておりますので、そのあ

たりのことはですね、これからも慎重に立場をわきまえながら勘違いしないように、住民の皆さんの声を伺っていきたいというふうに思っています。

例えば、今聞かれたように、の延長線で、それではあなたどういう方法で住民の皆さんの声を聞いてるんですかというふうに聞かれたときにですね、私の場合は総会だけではなくて、いろんな部会とか、それから集まりとかに呼ばれて行っておりますので、それは町長の動静とかでいろいろ新聞あたりに載っておりますし、今回の議会の冒頭で皆さん方に配付いたしました、どういう活動をやってるのかっていう、あれだけではなくてはたくさんあるんですけども、そういうことですよ。いろんなところで話は聞いてるんです。話は聞いてるんですが、しかし、それがすべての方々の話を聞いてるというわけではありませんので、そしてまた話す時間というのは限られておりますからですね、なかなかそこで皆さんの声を全部反映して、それを集約した形で政治、政治に表わしていくということはなかなか難しいかなというふうに思っています。

行事がかぶらない限りほとんどの会合には顔を出しておりますが、住民の皆さんからいろんなお話を伺っていく中でですね、少しずつ像を結んでくるものがやはりこれはあります。それはしばしば先鋭的になりがちな少数派の方々もおられますし、そうではなくて大衆的なご意見、サイレント・マジョリティというふうな言葉がありますけれども、物言わぬ多数派みたいな、そういう政治的な取り組みです。積極的に発言しないけれども、それを容認する多くの方々もいらっしゃるということです。それを感じています。

で、そういうことを、この間、パリでの騒乱のときに、マクロンもサイレント・マジョリティって言葉を言っていましたけど私、それはネットで検索しましたら、櫻坂 49 がそういう歌を歌ってるんだそうなんですが、どこから持ってきたのかはよくあれなんですけど、そういういろんな方々の考えてることを自分なりに集めているっていうか、収集をしながら、やはり政治の方向を決めていかなくちゃいけませんので、住民の皆さんの気持ちはそれはもう非常に重要だと思っておりますし、そういう話をしています。

だからそのそれがどの範囲まで及んでるのかっていうのはその人のキャパシティにもよるんでしょうけど、私はその分がまだ足りないのかなという、実際はしておりますけれども、やはりこれからもそういう話はきちんと聞いていくべき、住民の方々の話を聞いて、そして、それを町政に反映させていくという必要性は非常に感じているところです。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 町長が説明責任を果たされる、そのことと、当然、住民の皆さんの疑問、意見、そういったものをしっかりと受けとめて合意形成を図っていく。それは要するに、表裏の関係、表裏一体の関係、密接不可分の関係ありますね。

ですから、その点で私はやはりもっともっとですね、例えば、先ほども申し上げましたように、町長待っておられる地域の皆さん、その声ですね、ぜひ答えていただきたいと、そのことを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、9 番久保田武治さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 37 分休憩）

（午前 11 時 37 分開議）

## 日程第 2 「同意第 2 号」 多良木町情報公開等審査会委員の選任について

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 2、同意第 2 号、多良木町情報公開等審査会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第 2 号、情報公開等審査会委員ですね、の選任について提案をさせていただきます。

多良木町情報公開等審査委員の選任について。多良木町情報公開等審査委員に表記のものを選任したいので、多良木町情報公開条例第 23 条第 4 項の規定により議会の同意を求めるものです。

令和元年 6 月 5 日提。

お名前が、合志洋一さん、吉村悦さん、又江原進さん、松崎信行さん、岩崎康子さん、田中民子さん、岸川幸江さん、奥村高史さん、以上 8 名の方です。

提案理由は、多良木町情報公開等審査委員会委員が、令和元年 6 月 30 日をもって任期満了となるためです。

8 名の方々の略歴につきましては、略歴一覧表を添付をいたしておりますので、ご参照くださいようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、選任しようとする者全員を対象として、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから、同意第 2 号、多良木町情報公開等審査会委員の選任についての討論と採決を行います。

討論と採決は、選任しようとするものを 1 人 1 案件として、個別に討論と採決を行います。

お諮りします。

採決は、多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、採決は無記名投票で行います。

それでは、合志洋一さんの選任について討論と採決を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、合志洋一さんの選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名します。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、合志洋一さんの選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) 次に、吉村悦さんの選任について討論と採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、吉村悦さんの選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。3 番林田俊策さん、12 番落合健治さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、吉村悦さんの選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋裕子さん） ここで昼食のため暫時休憩します。午後は 1 時より始めます。

（午前 11 時 54 分休憩）

（午後 1 時 00 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、又江原進さんの選任について討論と採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、又江原進さんの選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名します。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼をいたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さん開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、又江原進さんの選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋裕子さん） 次に、松崎信行さんの選任について討論と採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、松崎信行さんの選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼をいたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、  
8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さん開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 10 票、反対 1 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、松崎信行さんの選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋裕子さん） 次に、岩崎康子さんの選任について討論と採決を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、岩崎康子さんの選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 5 番村山昇さん、10 番宇佐信  
行さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼をいたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、  
8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。



- 議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。  
それでは、開票を行います。5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さん開票の立ち会いをお願いいたします。
- 議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。  
投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。  
有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。  
以上のおり賛成が多数です。  
したがって、岩崎康子さんの選任については同意することに決定いたしました。  
議場の出入り口を開きます。  
（議場開鎖）
- 議長（高橋裕子さん） 次に、田中民子さんの選任について討論と採決を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。  
これから、田中民子さんの選任についてを採決します。  
この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。  
（議場閉鎖）
- 議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。  
次に、立会人を指名いたします。  
多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんを指名いたします。  
念のため申し上げます。  
本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。  
なお、白票は反対として取り扱います。  
また、他事記載のある投票については無効といたします。  
それでは、投票用紙を配ります。  
（投票用紙配付）
- 議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。
- 議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。  
ただいまから点呼を命じます。事務局長。
- 議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼をいたします。  
2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、  
8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。
- 議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。  
それでは、開票を行います。4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さん、開票の立ち会いをお願い

いたします。

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、田中民子さんの選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋裕子さん） 次に、岸川幸江さんの選任について討論と採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、岸川幸江さんの選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼をいたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。3 番林田俊策さん、12 番落合健治さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、岸川幸江さんの選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) 次に、奥村高史さんの選任について討論と採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、奥村高史さんの選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に、7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼をいたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。有

効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、奥村高史さんの選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋裕子さん） これで、同意第 2 号、多良木町情報公開等審査会委員の選任についてを終わります。

日程第 3 「諮問第 1 号」 人権擁護委員の推薦について

日程第 4 「諮問第 2 号」 人権擁護委員の推薦について

日程第 5 「諮問第 3 号」 人権擁護委員の推薦について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、諮問第 1 号、日程第 4、諮問第 2 号及び日程第 5、諮問第 3 号の人権擁護委員の推薦については関連がありますので、多良木町議会会議規則 36 条の規定によって、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から諮問議案第 1 号から第 3 号まで一括して提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について。下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

令和元年 6 月 5 日提出。

住所 熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地 9560 番地の 14。氏名 黒木亮平さん。生年月日 昭和 29 年 11 月 8 日。

提案理由は、黒木亮平人権擁護委員が令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となるためです。

続いて、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について。下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

令和元年 6 月 5 日提出。

住所 熊本県球磨郡多良木町大字久米 53 番地。氏名 川邊一教さん。生年月日 昭和 25 年 9 月 1 日。

提案理由は、川邊一教人権擁護委員が令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となるためです。

続きまして、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦について。下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

令和元年 6 月 5 日提出。

住所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 2197 番地。氏名 北川かほりさん。生年月日 昭和 31 年 4 月 1 日。

提案理由は、北川かほり人権擁護委員が令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となるためです。

なお、ただいま提案をさせていただきました 3 名の方の略歴につきましては、それぞれの略歴書を添付いたしておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、諮問第 1 号から第 3 号まで一括してご提案させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

この質疑は諮問第 1 号、諮問第 2 号及び諮問第 3 号を対象として、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第 1 号、諮問第 2 号及び諮問第 3 号の人権擁護委員の推薦についての討論と採決を行います。

この討論と採決は、諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3号をそれぞれ1案件として、個別に討論と採決を行います。

お諮りします。

採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、採決は無記名投票で行います。

それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について、黒木亮平さんの討論と採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き11名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって立会人に、6番魚住憲一さん、9番久保田武治さんを指名いたし。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼をいたします。

2番中村議員、3番林田議員、4番坂口議員、5番村山議員、6番魚住議員、7番源嶋議員、8番豊永議員、9番久保田議員、10番宇佐議員、11番猪原議員、12番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。6番魚住憲一さん、9番久保田武治さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦については、黒木亮平さんの推薦に同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) それでは、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について、川邊一教さんの討論と採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に、5 番村山昇さん、11 番宇佐信行さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦については、川邊一教さんの推薦に同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) それでは、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦について、北川かほりさんの討論と採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼をいたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票です。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦については、北川かほりさんの推薦に同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ここで暫時休憩いたします。

(午後 2 時 2 分休憩)

(午後 2 時 9 分開議)

## 日程第 6 「発議第 3 号」 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 6、発議第 3 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務産業常任委員長 宇佐信行さん。

○10番(宇佐信行君) 発議第 3 号、令和元年 6 月 11 日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者 総務産業常任委員会委員長 宇佐信行

新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

提出の理由

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立推進することが重要である。

よって、我々は新たな過疎対策法の制定を求めるものであり、国等に対し新法を求める意見書を提出し、強く要望するものである。

別紙意見書については、事務局長に読み上げさせます。

○議長(高橋裕子さん) 事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは、意見書を朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持



されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 11 日

熊本県球磨郡多良木町議会議長 高橋 裕子

衆議院議長 大島理森 様

参議院議長 伊達忠一 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

総務大臣 石田真敏 様

財務大臣 麻生太郎 様

農林水産大臣 吉川貴盛 様

国土交通大臣 石井啓一 様

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり提出することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会から提出されました発議第 3 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

## 日程第 7 「受理番号 1」 （仮称）第三多良木地区基盤整備事業の新規採択についての要望書

○議長（高橋裕子さん） これより委員長報告を行います。

日程第 7、受理番号 1、（仮称）第三多良木地区基盤整備事業の新規採択についての要望書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。厚生環境文教常任委員長、林田俊策さん。

○3番（林田俊策君） 委員会報告書、厚生環境文教常任委員会

会議の年月日 令和元年 6 月 7 日（金曜日）

会議の場所 第 3 委員会室

開 会 6 月 7 日（金曜日）午前 10 時 30 分

閉 会 6 月 7 日（金曜日）午前 11 時 15 分

出席委員 委員長 林田俊策、副委員長 豊永好人、委員 坂口幸法  
委員 高橋裕子、委員 久保田武治、委員 落合健治 計 6 名

欠席委員 なし

説明のため会議へ出席者の氏名 環境整備課 久保課長、林田主幹、佐々木係長

受理年月日 令和元年 5 月 27 日

受理番号 第1号  
請願陳情者 幸野溝土地改良区理事長 宮原辰紀、  
百太郎溝土地改良区理事長 岡村文明  
事件名 要望書  
事件の内容 (仮称) 第三多良木地区基盤整備事業の新規採択についての要望書  
審議の経過 令和元年6月5日、上記の事件名について、厚生環境文教常任委員会に付託を受けたので、6月7日午前9時から現地にて、環境整備課久保課長より、(仮称) 第三多良木地区基盤整備事業予定地での事業説明と用水路の老朽化等の農地状況について説明を受け、要望箇所を踏査した。その後、第3委員会室において午前10時30分より環境整備課久保課長外2名に更なる説明・意見聴取後、午前11時15分まで慎重審議した。

決定及びその理由、決定 採択

理由

これまで多良木第一地区及び第二多良木地区は、熊本県営事業として位置づけられ、本町の基幹産業である農業の生産向上・農地の利用集積を促進してきている。

本要望書は要望者である幸野溝土地改良区及び百太郎溝土地改良区を中心とした農業関係者等が県に対し、これまで同様に町及び町議会の連携協力による事業の推進を望むものと解する。

この(仮称) 第三多良木地区基盤整備事業は、これまで推進し現在施工してきている隣接の第二多良木地区との関連性もありその重要性を感じると共に何より現地視察における経年劣化な現況を鑑み採択とした。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

令和元年6月11日

多良木町議会議長 高橋裕子 様

多良木町議会 厚生環境文教常任委員会  
委員長 林田俊策

以上、報告申し上げます。

○議長(高橋裕子さん) 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、受理番号1、(仮称) 第三多良木地区基盤整備事業の新規採択についての要望書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第8 「受理番号2」 道路改良に関する要望書

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、受理番号 2、道路改良に関する要望書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。厚生環境文教常任委員長、林田俊策さん。

○3番（林田俊策君） 委員会報告書。厚生環境文教常任委員会

会議の年月日 令和元年 6 月 7 日（金曜日）

会議の場所 第 3 委員会室

開 会 6 月 7 日（金曜日）午前 11 時 15 分

閉 会 6 月 7 日（金曜日）午後 0 時 00 分

出席委員 委員長 林田俊策、副委員長 豊永好人、委員 坂口幸法  
委員 高橋裕子、委員 久保田武治、委員 落合健治 計 6 名

欠席委員 なし

説明のため会議へ出席者の氏名 環境整備課 久保課長、林田主幹、佐々木係長

受理年月日 令和元年 5 月 27 日

受理番号 第 2 号

請願陳情者 多良木町大字多良木 197 番地 12、蔵本晴実ほか 21 名

事件名 要望書

事件の内容 道路改良に関する要望書

審議の経過 令和元年 6 月 5 日、上記の事件名について、厚生環境文教常任委員会に付託を受けたので、6 月 7 日午前 9 時半から現地にて環境整備課久保課長より町道九鹿馬門線での説明と状況・利活用等についての説明を受け、要望箇所を踏査した。その後、第 3 委員会室において午前 11 時 15 分より環境整備課久保課長外 2 名に更なる説明・意見聴取後、午後 0 時まで慎重審議した。

決定及びその理由、決定 採択

理由

現地における踏査の結果、要望箇所は狭隘な生活道路であることが確認できた。また緊急車両等の進入も困難である箇所の確認も同時にできた。

今回の要望内容は町当局も十分に理解されており、今後、地域住民間での生活道路として環境美化等の協議の必要性も感じると共に、本要望書は今回、議会宛てのみであるが、同時に執行権者である町当局への区全体での取り組みとしてすべきであるものと考えも否めない。

住民の火災や急病等に対する不安解消としての生活環境整備という観点から今回要望書を採択とした。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第 93 条の規定により報告します。

令和元年 6 月 11 日

多良木町議会議長 高橋裕子 様

多良木町議会 厚生環境文教常任委員会  
委員長 林田俊策

以上、報告申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、受理番号2、道路改良に関する要望書は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

## 日程第9 「多良木町議会議員の派遣について」

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第9、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

## 散会宣言

○議長(高橋裕子さん) 令和元年度第2回多良木町議会(6月定例会議)を閉じます。

お疲れさまでした。

(午後2時27分散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員